

4 畜産第 2 5 2 7 号
令和 5 年 3 月 1 日

北海道農政事務所生産経営産業部長
各地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

(農林水産省) ※1 畜産局畜産振興課長

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定について

平素より畜産環境行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「家畜排せつ物法」という。）第 8 条に基づく都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）については、農林水産大臣が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の内容に即し、都道府県において定めることができるとされています。

先般、令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県計画について地方公共団体等から「家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。」との御提案がありました。これを受け、今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（別添参照）が令和 4 年 12 月 20 日に閣議決定されたことを踏まえ、都道府県計画の策定に当たっての留意事項を下記のとおり整理しましたので、貴局管内（都道府県）※2に対し、周知をお願いいたします。

記

1 各種計画との一体的策定について

都道府県計画については、計画の名称が家畜排せつ物の利用の促進を図るという文言を含まない名称である場合や、当該計画が家畜排せつ物法に基づき都道府県計画により定めることとされている事項以外の内容を含んでいる場合であっても、家畜排せつ物法に定められた都道府県計画の要件を満たし、かつ、他の法令（条例を含む。）の規定に

反しない場合に限り、都道府県における既存の他の計画等と一体のものとして策定することが可能です。

2 各種計画と一体的に策定する場合の留意事項について

(1) 一体的に策定される計画には、都道府県計画が含まれていることが分かるように記載してください。

記載例 1 (冒頭で関連計画を箇条書きにする場合) :

本計画の位置づけ

本計画は、次の法定計画を一体的に策定するものです。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく〇〇県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画
- ・△△法第 1 条に基づく△△計画

記載例 2 (文章中に溶け込ませる場合) :

本計画には、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく本県の都道府県計画を含みます。

(2) 都道府県計画に関する章を設けるなどにより、都道府県計画に該当する部分を明示しない場合は、都道府県計画に該当する部分がわかるようにしてください。

記載例 1 (章立てする場合) :

第〇章 〇〇県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

記載例 2 (ページ数と行数で指定する場合) :

本県の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく計画の該当部分は〇ページ〇行目から〇行目までです。

記載例 3 (該当する部分を記号で示す場合) :

本県の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく計画の該当部分は※印の部分です。

(3) 家畜排せつ物法施行規則 (平成 11 年農林水産省令第 74 号) 第 3 条において、都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものと規定されているため、一体的に計画を策定する場合であっても、都道府県計画に該当する部分の目標年度は農林水産大臣が定める目標年度と合わせる必要があります。

このため、一体的に策定される計画のうち、都道府県計画に該当する事項とその他の事項の計画期間を必ずしも揃える必要はありませんが、一体的に策定される計画について、その他の事項の計画期間が農林水産大臣が定める目標年度以前に終期を迎える場合や、当該目標年度を超えて終期を迎える場合には、都道府県計画に該当する部分の終期は農林水産大臣が定める目標年度と同じ年度であることを明記してください。

なお、都道府県計画に該当する部分の目標年度については、一体的に定められる計画全体の終期が農林水産大臣が定める目標年度と一致する場合には、目標年度を明記する必要はありません。なお、開始年度に決まりはありません。

記載例 1（一体的に策定される計画全体の終期が農林水産大臣が定める目標年度と一致する場合）：

本計画の期間は令和 5 年度から令和 12 年度までとします。

記載例 2（その他の事項の計画期間が、都道府県計画の目標年度以前に終期を迎える場合）：

本計画のうち、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく都道府県計画に該当する部分の目標年度は令和 12 年度ですが、それ以外の部分の目標年度は令和 10 年度とします。

記載例 3（その他の事項の計画期間が、都道府県計画の目標年度を超えて終期を迎える場合）：

本計画のうち、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 8 条に基づく都道府県計画に該当する部分の記載の目標年度は令和 7 年度です。このため、一体的に策定される計画のその他の事項の終期は令和 20 年度であるため、都道府県計画の該当部分については、目標年度が終了する前に見直します。

（施行注意）

- ※ 1 内閣府沖縄総合事務局宛てにのみ、下線部を記載する。
- ※ 2 下線部は、北海道農政事務所生産経営産業部長宛ては「道」、関東農政局生産部長宛ては「都県」、近畿農政局生産部長宛ては「府県」、それ以外は「県」とする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

〔 令和4年12月20日
閣議決定 〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和4年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4 略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

【農林水産省】

（（1）～（9） 略）

（10）家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平11法112）

都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（8条）については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。

（後略）